

平成29年度
県立浦和高等学校同窓会奨学財団
奨学生募集案内

出願書類の締切

海外研修生派遣奨学金

随時

留学奨学金

継続の者

平成30年 1月31日（火）（必着）

新規の者

平成30年 8月31日（金）（必着）

進学奨学金

2学期終業日

平成29年12月22日（金）（必着）

修学奨学金

随時

※ 郵送または持参（郵送の場合は「簡易書留」で送付してください。）

まずは事務局までお気軽にご相談下さい。

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団

〒330-9330

埼玉県さいたま市浦和区領家5-3-3

電話・FAX：048-886-0805（直通）

E-mail：urako-ob@u.email.ne.jp

URL：http://www.urako-tama.com

（この募集案内がダウンロードできます）

目 次

I	浦和高校同窓会奨学財団奨学金について	1
II	浦和高校同窓会奨学財団奨学金の概要.....	2
	1 出願資格	
	2 成績の要件	
	3 推薦の要件	
	4 奨学金の種類及び金額	
	5 奨学金の再造成努力	
	6 奨学金の交付又は給付停止	
	7 奨学金の交付又は給付の打切	
III	出願手続き.....	4
	1 出願方法	
	2 出願書類	
	3 選考について	
	4 連帯保証人について	
IV	世帯の収入基準について.....	7
	1 収入について	
	2 特別控除額について	
V	それ以降の手続きと提出書類.....	10
	1 毎年提出する書類	
	2 変更があった時に提出する書類	
VI	出願書類の確認と出願の様式.....	11
	1 出願書類チェック表	
	2 願書	
	3 本人世帯員の所得等に関する調書	
	4 奨学生志願理由	
	5 推薦書	

I 浦和高校同窓会奨学財団奨学金について

浦和高等学校は今年度創立120年の伝統を有する男子校です。学業面で実績をあげているだけでなく、「尚文昌武」の校訓のもと、文武両道を体現しようとしている高校です。

これまで浦高は、宇宙飛行士の若田光一氏や心臓外科医の天野篤氏をはじめ、各界で活躍する多くのリーダーを輩出してきました。さらに、現在、世界のボーダーレス化・グローバル化が進む中、グローバル人材、グローバル・リーダーの育成が強く求められています。浦高はリーダーたるべき人材、それもグローバルに活躍できる人材を育成する学校です。私達同窓生も、様々な経験を通して、そのような人材育成の重要性を痛感しておりますし、まして母校の後輩に対しては、日本の未来を託すうえで少しでも協力したいと考えています。そんな熱い思いが、高校同窓会による奨学財団設立という国内でもはじめての試みになりました。

奨学財団の支援内容としては、海外研修生派遣奨学金、留学奨学金、修学奨学金及び進学奨学金の四種類の奨学金があります。いずれも返済の義務はありません。

海外研修生派遣奨学金については、夏季の短期留学に加え海外研修をより幅広く支援できるようにいたしました。25年度から28年度までの4年間に105名を派遣しています。

留学奨学金については、在学生や卒業生の海外への長期留学に対し奨学金を給付します。

浦高生の海外留学は、1995年に創立百周年記念事業として英国のパブリックスクール、ウィットギフト校との姉妹校提携を機に定着し、長期留学生を毎年1人派遣してきました。財団ではこのウィットギフト校への留学生及びその後英国国内の大学に進学した生徒を支援してまいりました。25年度から28年度までにのべ19名（実数9名）に支給し、現在も6名（イギリスのケンブリッジ、エジンバラ、ロンドン・インペリアル、ユニバーシティカレッジロンドンの各大学、ドイツのカールスルーエ音楽大学大学院、アメリカのディアブロ・バレーカレッジ）に対し留学奨学金を支給しています。留学先も、イギリスからドイツ、アメリカへと多様になってきました。今後、米国ハーバード大学をはじめ多くの海外大学への留学も支援して参ります。

さらに奨学財団は、グローバル化への支援に加え、家計が厳しい浦和高校の在学生及び卒業生に対しても、在学中の修学資金への助成や、大学への進学費用の給付を行います。公立高校の使命として、生活困難や家計急変など、様々な理由から苦学している生徒にも光を当てられる仕組みといたしました。

浦高では、「少なくとも三兎を追え」、「無理難題に挑戦しよう」との方針の下、少年をタフな大人の男として育てる教育をしています。広く世界に雄飛せんとする強い意思を持つ浦高生及び卒業生の皆さん、この奨学金を積極的に活用し、海外に挑戦し、自らを鍛え、志の高い骨太の人材となることを期待しております。

平成29年6月

公益財団法人 県立浦和高等学校同窓会奨学財団 理事長 川野 幸夫

Ⅱ 浦和高校同窓会奨学財団奨学金の概要

1 出願資格

- (1) 海外研修生派遣奨学金については、埼玉県内の高等学校の在学学生。
留学奨学金については埼玉県内の高等学校の在学学生又は卒業した者。
修学奨学金については浦和高校の在学学生。
進学奨学金については浦和高校の在学学生又は卒業した者。
- (2) 学業成績が優良で、かつ、健康状態が修学に耐えられると認められる者。
- (3) その他上記に準ずる者として、理事長が認めた者。

2 成績の要件（5段階評価に換算して算出します。）

- (1) 高等学校の学習成績が要件となる者（修学奨学金については参考とする。）

全教科の平均が 4.0 以上であること

在学の状況	成績の判定期間
高等学校在学学生	高等学校在学時点までの学習成績
高等学校を卒業した者	高等学校在学時の学習成績
大学・短大・専修学校の1年次に在学している者	

- (2) 大学等の学習成績が要件となる者

優が70%以上

在学の状況	成績の判定期間
大学・短大・専修学校の2年次以上の者	1年次から前年度までの学習成績
大学院の1年次の者	大学在学時の学習成績
大学・短大・専修学校を卒業した者	在学時の学習成績

※ GPA の場合は、2.7 以上 ただし各大学の評価基準を考慮する。

3 推薦の要件

推薦者は、下記3点を確認し、推薦書に記入してください。

- (1) 成績について

「2 成績の要件」を満たしていること。

- (2) 人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

※ 評価の留意点

- ア 学習意欲のあるものであること
- イ 留年や仮進級していない又その恐れのないこと
- ウ 停学等処分を受けていないこと

エ 性行不良等、学校内の規律を乱す行為を行っていないこと

※ 人物については、推薦者（または推薦者から委任を受けた者）が必ず面談を行って評価して下さい。なお、面談実施日を推薦書に記載して下さい。

(3) 健康について

修学に十分耐え得ると認められる者。

※ 健康については、修学上支障がなければ応募できますので、推薦者は健康診断の結果も参考にして推薦してください。（出願書類に健康であることを証明する書類有り）

4 奨学金の種類及び金額

(1) 海外研修生派遣奨学金	埼玉県内の高等学校の在學生で海外研修する者に対して、研修費用の一部を交付 (30万円以内)
(2) 留学奨学金	埼玉県内の高等学校の在學生又は卒業した者で海外留学する者に対して、留学費用の一部を給付 (年額60万円)
(3) 修学奨学金	浦和高校の在學生で、経済的理由で勉学が困難な者に対して、修学資金の一部を交付 (15万円以内)
(4) 進学奨学金	経済的理由で進学が困難な卒業生に対して、進学資金の一部を給付 (50万円以内)

※ 理事長が定める時期に、奨学生に一括して交付又は給付する。
留学奨学金を交付する期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限以内において理事長が定める。ただし、理事長が必要があると認めたときは、変更することができる。
また、留学奨学金は年度ごとに給付する。

5 奨学金の再造成努力【重要】

(1) 奨学金の再造成努力

ア 奨学金に返還義務はありませんが、奨学生は、学校を卒業した日の属する年の翌年から20年以内（10年間の据え置き期間を含む）において、給付を受けた奨学金と同額の奨学資金の造成に努力するものとする。

イ 特に必要があると認めるときは、据え置き期間を延長できる。

ウ 奨学資金の再造成方法は、年賦又は半年賦での寄付によるものとする。

(2) 奨学金の再造成努力の猶予

奨学資金の再造成努力が困難であると認めるときは、相当の期間その再造成努力を猶予することができる。

(3) 奨学金の再造成努力の免除

奨学生が死亡、傷病その他特別の理由により奨学資金の寄付努力を果たすことができなくなったと認めるときは、申請により奨学金の全部又は一部の再造成努力を免除することができる。

6 奨学金の交付又は給付停止

奨学生が休学し、又は、停学の処分を受けたときは、その事由の発生した日の属する年の翌年分から復学した日の属する年の前年分までの留学奨学金の交付を停止する。

この場合において、これらの年の分として既に交付された留学奨学金がある時は、その留学奨学金は当該奨学生が復学した日の属する年以後の分として交付されたものとみなす。

奨学生が、正当な理由がなく在学証明書等を提出しないときは、奨学金の交付を行わないことができる。

7 奨学金の交付又は給付の打切

次の各号の一に該当する事由が生じたときは、奨学金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学、又は死亡したとき
- (2) 奨学生が病気等の理由により修学等が困難と認められたとき
- (3) 偽りの申請、その他の不正な手段によって交付又は給付を受けたとき
- (4) 前3号のほか、理事長が奨学生として適当でないと認めるとき

III 出願手続き

1 出願方法

(1) 出願書類の締切

- | | | |
|---|------------|---------------------------|
| ア | 海外研修生派遣奨学金 | 随時 |
| イ | 留学奨学金 | 継続の者 平成30年 1月31日(火)(必着) |
| | | 新規の者 平成30年 8月31日(金)(必着) |
| ウ | 進学奨学金 | 2学期終業日 平成29年12月22日(金)(必着) |
| エ | 修学奨学金 | 随時 |
| ※ | 郵送または持参 | |

(郵送の場合は「簡易書留」で送付してください。)

(2) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区領家5-3-3
公益財団法人 県立浦和高等学校同窓会奨学財団 事務局宛

2 出願書類

(1) 奨学生願書等

- ア 奨学生願書(様式第1号)(海外研修生派遣奨学金は様式第2号)
 - イ 奨学生志望理由(海外研修生派遣奨学金は不要。)
 - ウ 合格通知書の写し(原本は不要です。)(海外研修生派遣奨学金は不要。)
- 進学先が決定している者は、合格が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 成績証明書(開封されていた場合は無効)

成績証明書(6か月以内に交付されたもの)

(3) 推薦書(開封されていた場合は無効)

ア 推薦者

出願時に学校に在学している者は在学している学校の長、学校を卒業している者は卒業した学校の長。

出 願 者		推 薦 者
高 等 学 校	在学	在学している高等学校の長
	卒業	卒業した高等学校の長
大学院・大学・短大・専修学校	在学	在学している学校の長
	卒業	卒業した学校の長

イ 推薦内容

「Ⅱ 3 推薦の要件」

※ 推薦者は要件を満たしているか評価し、推薦書に具体的に記入してください。

(4) 本人及び世帯員の所得等に関する調書等（修学・進学奨学金の場合）

ア 本人及び世帯員の所得等に関する調書（別紙1）

総所得金額欄は「Ⅰ V 世帯の収入基準について」（7 頁～）を参照してください。

イ 住民票（6 か月以内に発行されたもの）

世帯員全員が記載されているもの

本人及び続柄が記載されているもの

ウ 所得証明書（「(市町村民税) 課税証明書、非課税証明書」)

出願者と生計を一にする世帯員のうち出願者を扶助する者の直近の所得証明書

（市役所、町村役場で発行された証明書に限る）

※ 留意点

①「ウ」の「出願者を扶助する者」とは、家計支持者（父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者）であり、無職・パートなどで非課税になる方も提出が必要です。

②出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し出願時の所得が大幅に減少している場合は、所得証明書に加え、失業中であることを証明する書類（雇用保険受給資格者証の写し等）、現在の所得の状況を証明する書類（直近 2 か月間の給与支払明細書等）を添付し、状況を記入。上記で判断が難しい場合は、財団事務局までお問い合わせください。

(5) 「特別控除」を証明する書類

「特別控除」を証明する書類

世帯に下記の表に該当する方がいる場合は「認定総所得金額」算定の際、特別控除を受けることができますので、その内容を証明する書類を提出してください。

なお、認定される要件、特別控除額等については、『Ⅰ V 2 特別控除額について』（9・10 頁、表 2 の 1・表 2 の 2）の「留意点」を参照してください。

障害者のいる世帯	障害者手帳の写し等
長期療養者のいる世帯	・過去 1 年間の医療費、治療器具等の購入費、通院のための交通費等の領収書の写し * 所得税の高額医療の控除を受けている場合は、源泉徴収票又は市町村民長の発行する市町村民税の特別徴収税額の通知の写し、及び願書提出前 2 箇月間の領収書の写しでも可
主たる家計支持者が別居している世帯	・給与明細書の写し、住居の賃貸契約書の写し等 ・住民票
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	・被害への対応のための借入又は返済に係る書類の写し ・被災証明書等

出願者が大学院、大学、短大、専修学校に在学している場合	本年度の授業料年額（施設費は除く）を証明する書類 ・募集要項等、授業料年額が記載された頁の写し
高校生以上の就学者のいる世帯	在学を証明する書類 ・在学証明書、通学証明書、学生証の写し

※ 願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認してください。「特別控除」を証明する書類がないと控除できませんので御注意下さい。

成績、世帯の収入等が基準を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合には奨学金を交付又は給付することができません。

また、提出された書類は採用、不採用にかかわらず返却しません。

3 選考について

(1) 選考結果の通知

選考は、出願書類をもとに行います。選考結果は、「予約採用」、「不採用」の別に審査終了後速やかに本人あてに郵送にて通知します。

(2) 予約採用について

採用の通知が届いたら、必要な書類を取りそろえ、期日までに提出してください。4月以降、進学先の在学証明書など、別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」となります。それまでは「予約採用」という取り扱いになります。

4 連帯保証人について

連帯保証人は1名必要となります。

(1) 連帯保証人の要件について

ア 再造成努力期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。（非課税の方は不可）

イ 現在、出願者を保護又は扶助していない方。

（親が出願者を保護又は扶助している場合、親は連帯保証人になれません）

ウ 出願者の配偶者でない方。（結婚する予定の方も除きます）

エ 出願時に成年で独立の生計を営み、60歳未満の方。

オ 成年被後見人、被補佐人及び破産の宣告を受けていない方

※ 連帯保証人は奨学金の給付、再造成努力終了までの間を通して保証していただく方なので、審査の結果、変更を求めることがあります。

(2) 必要な書類

ア 願書提出時に必要となる書類

（ア）出願時に連帯保証人が決まっている場合

連帯保証人は願書の内容を確認して、応募者と連署押印してください。

（イ）出願時に連帯保証人が決まっていない場合

連帯保証人が未定の旨を願書の余白に記入して出願してください。

イ 予約採用後に必要となる書類

（ア）連帯保証人の住民票（6か月以内に交付されたもの）

本籍及び続柄が記載されているもの

（イ）連帯保証人の直近の所得証明書（「(市町村民税) 課税証明書」)

※ 提出期限内に必要な書類が提出されないと、予約採用を取り消される場合があります。

IV 世帯の収入基準について

出願者の属する世帯の1年間の「認定総所得金額」が、「収入基準額」（表1）以下であることを基準とします。

1 収入について

(1) 認定総所得金額について

認定総所得金額の算定式は次のとおりです。

$$\text{認定総所得金額} = \text{総所得金額} - \text{特別控除額}$$

(万円未満は切捨て)

※ 認定総所得金額とは世帯の1年間の「総所得金額」から「特別控除額」を除いた金額をいいます。

(2) 総所得金額について

「総所得金額」とは、その世帯の金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいいます。

※ 留意点

① 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。

出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。

② 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

③ 出願者の配偶者等に収入がある場合はその所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

④ 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」とします。

⑤ 給与所得（年金を含む）の場合について

◇ 給与所得の場合、次の式により計算した金額とします。

$$\text{総所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{控除額}$$

(万円未満切り捨て) (万円未満切り捨て)

給与収入金額	控除額
298万円以下	年間収入金額と同額
299万円以上400万円以下	給与収入金額×0.2+238万円
401万円以上781万円以下	給与収入金額×0.3+198万円
782万円以上	432万円

※ 給与収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税額の通知書」の「給与収入金額」欄に記載された金額となります。

⑥ 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと⑤により計算します。

⑦ 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については⑤により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。

(3) 収入基準額について

世帯の収入基準額は次のとおりです。

表1 収入基準額

世 帯 人 員	収入基準額
1 人	1 2 8 万円
2	2 0 3
3	2 3 6
4	2 5 6
5	2 7 5
6	2 9 0
7	3 0 4
8 人以上は 1 人増す毎に 7 人の 収入基準額に右の金額を加算する	1 4

2 特別控除額について

次の表2の1と表2の2の項目に該当がある場合は、12頁の1(2)で得た「総所得金額」から更に各特別控除額(万円未満切捨)を控除して1(1)の「認定総所得金額」とします。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

(1) 世帯を対象とする特別控除額

表2の1 世帯を対象とする特別控除額表

特別の事情	特別控除額				
母子・父子世帯	4 9 万円				
就学者のいる世帯（本人の控除は表の 2 の 2 による）児童・生徒・学生 1 人につき	小学校		3 0 万円		
	中学校		4 6 万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高 等 学 校		国・公立	3 5 万円	5 7 万円
			私 立	5 7 万円	7 8 万円
	高等専門学校	1 ～ 3 年次	国・公立	3 5 万円	5 7 万円
			私 立	5 7 万円	7 8 万円
		4,5年次・選考課	国・公立	4 0 万円	6 2 万円
			私 立	6 6 万円	8 8 万円
	大学		国・公立	6 7 万円	1 1 6 万円
			私 立	1 1 1 万円	1 5 9 万円
	専修学校	高等課程	国・公立	3 5 万円	5 7 万円
			私 立	5 7 万円	7 8 万円
		専門課程	国・公立	2 5 万円	7 1 万円
			私 立	7 9 万円	1 2 3 万円
障害者のいる世帯	障害者 1 人につき 9 9 万円				
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、7 1 万円を限度とする。				

火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額
---------------------	---

※ 留意点

①障害者のいる世帯

障害のある人の医療費で「長期療養者」に該当する場合は、併せて控除することができます。

②長期療養者のいる世帯

出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費（診療代、治療代、医薬品代等）、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。

③主たる家計支持者が別居している世帯

主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであること。別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。

ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。

（注）「主たる家計支持者」とは、申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持するもの」とする。（父母のいずれか1人でも別居した場合対象）

④火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材または生産手段に被害を受け、長期（2年以上）にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。

ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。

⑤自宅通学・自宅外通学

自宅・自宅外の別は、原則として住民票の住所で判断します。

（2）出願者を対象とする特別控除額

表2の2 出願者を対象とする特別控除額表

高等学校に在学 または高等学校 を卒業した者			67万円
大学に在学して いる者	国・公立	自宅通学 自宅外通学 に授業料年額を加えた額	28万円 72万円
	私立	自宅通学 自宅外通学 に授業料年額を加えた額	44万円 87万円
高等専門学校に 在学している者	国・公立 〔1～3年次〕	自宅通学 自宅外通学	35万円 57万円
	国・公立 （4・5年次）	自宅通学 自宅外通学	40万円 62万円

	私立 〔1～3年次〕	自宅通学 自宅外通学	57万円 78万円
	私立 (4・5年次)	自宅通学 自宅外通学	66万円 88万円
専修学校(専門課程)に在学している者	国・公立	自宅通学 自宅外通学 に授業料年額を加えた額	20万円 60万円
	私立	自宅通学 私立自宅外通学 に授業料年額を加えた額	37万円 76万円

※ 留意点

「授業料年額」とは在学している大学又は専修学校の初年度の授業料年額（万円未満切捨）とし、入学金、施設料その他臨時または個別に徴収される費用は除きます。

V 奨学生となって以降の手続きと提出書類

1 毎年提出する書類

(1) 「在学証明書」

毎年4月上旬に在学する学校から新年度の「在学証明書」を取得し、提出してください。

在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給を開始します。

提出されない場合は、給付を停止（または返還手続きの開始）します。

なお、「学生証」の写しは認められません。

2 変更があった時に提出する書類

(1) 「身上異動届」(様式第4号)

奨学生本人及び連帯保証人の住所、電話番号等の連絡先、氏名に変更があった場合は、速やかに提出してください。

(2) 「奨学生死亡届」(様式第5号)

(3) 「連帯保証人変更届」(様式第6号)

連帯保証人が死亡したとき、その他やむを得ず変更の必要がある場合は、直ちに別の連帯保証人を立てて連署の上、提出してください。（新連帯保証人の6か月以内に交付された住民票、直近の所得証明書を添付してください。）なお、連帯保証人の変更は審査の結果認められない場合があります。

VI 出願書類の確認と出願の様式

1 出願書類チェック表

2 願書

(1) 様式第1号「浦和高校同窓会奨学財団 奨学生願書」 (片面)

(2) 様式第2号「浦和高校同窓会奨学財団 海外研修生派遣奨学金申請書」 (片面)

3 奨学生志望理由 (片面)

4 推薦書 (片面)

5 本人及び世帯員の所得等に関する調書 (両面)

◎ 出願書類チェック表

願書の提出にあたっては、提出書類を確認し、不足がないように注意して下さい。

提出書類	奨学金種別の必要書類			
	海外研修生 派遣奨学金	留 学 金 奨 学 金	修 学 金 奨 学 金	進 学 金 奨 学 金
1 奨学生願書 (1) 奨学生願書(様式1) (2) 海外研修生派遣奨学金申請書(様式2) ※ 出願者本人が記入し、書名押印しましたか？(未成年者は保護者の署名押印も必要です) ※ 連帯保証人が署名していますか？	○(2)	○(1)	○(1)	○(1)
2 奨学生志望理由	×	○	○	○
3 推薦書(密封されたもの)	○	○	○	○
4 健康であることを証明する書類 健康診断書又は学校の健康診断票等の写に学校長の原本証明を付したもの	○	○	○	○
5 住民票(世帯全員、本籍・続柄が記載されたもの) ※ 6か月以内に交付されたものですか？	×	○	○	○
6 成績証明書(密封されたもの)	○	○	○	○
7 進学、留学を証明するもの(合格通知など) ※ 進学先が決定している場合は必ず提出して下さい。	×	○	×	○
8 本人及び世帯員の所得等に関する調書 ※ 氏名や生年月日の記入もれはありませんか？	×	×	○	○
9 所得証明書(両親など出願書を扶助するの分) ※ 直近の内容のものですか？ ※ 源泉徴収票は不可 ※ 無収入の場合も添付されていますか？ ※ 年金の支払い証明は添付されていますか？	×	×	○	○
10 特別控除に係る証明書(該当者のみ) ※ 本人が大学等の在学学生は授業料を証明する書類 ※ 兄弟姉妹の在学証明書、通学証明書、学生証写し	×	×	○	○

(注) 留学の2年目以降の場合、必要書類は下記の通りです。

奨学生願書 奨学財団ホームページから「留学継続者用 様式第1号」をダウンロードして使用して下さい

成績証明書

在学証明書

近況報告(レポートと写真)

奨学金振込先の本人口座が分かる書類(通帳のコピーまたは画像)

浦和高校同窓会奨学財団 奨学生願書									
奨学金希望種類 (○をつけてください)			修学奨学金			留学奨学金		進学奨学金	
(ふりがな) 氏 名 平成 年 月 日生									
住 所 (詳細に記入してください。) 〒					電話			(自宅) (携帯)	
浦高以外の方 校 高校名 高校 年卒 期					在学生 年 組 卒業生 卒回		年 組 浦高 回		
進学志望校 (学部・科等まで)								修業年限 年	
私は、県立浦和高等学校同窓会奨学財団奨学金の給付又は助成を受けたいので、出願します。なお、採用された場合には、県立浦和高等学校同窓会奨学財団奨学金事業実施要綱を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。 平成 年 月 日 本 人 氏 名 ⑩ 私は、上記の者に給付または助成される浦高同窓会奨学財団奨学金に係る返還の事由が生じた際の返還債務について連帯して責任を負います。 平成 年 月 日 連帯保証人 氏 名 ⑩ (あて先) 公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団 理事長 川野 幸夫 様									
連 帯 保証人		住 所		〒 電話					
		本人との 関係				生年 月 日		年 月 日生	
保護者 ※本人が 未成年者 の場合		住 所		〒 電話 (自宅) (携帯)					
		氏 名				印		本人との 関係	

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。
(注) 留学2年目以降の継続申請の場合、奨学財団ホームページから「留学継続者用 様式第1号」をダウンロードして使用して下さい。

浦和高校同窓会奨学財団 海外研修生派遣奨学金申請書

平成 年 月 日

フリガナ

申請者氏名 ㊟

[平成 年度]

事業等の名称			
申請者情報	所 属	学校名 学年 クラス等	
	住 所	〒 TEL FAX	
	E-mail アドレス		
	学 歴		
研修実施期日			
研修実施機関			
研修実施場所			
研修内容			

奨学生志望理由

(ふりがな)			
氏 名	平成	年	月 日生 歳
在 学 校 (学部・科等まで)	在学年	年生	
出 身 (学部・科等まで)		年卒	
進学志望校			決定 未定

推 薦 書

在 学 校 (出身校)	
氏 名	
住 所	
推薦理由	
記入者氏名 面 談 日	

上記のとおり浦和高校同窓会奨学財団奨学生として適当と認め、推薦します。

平成 年 月 日

推薦者 職・氏名

⑨

(あて先)

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団 理事長 川野 幸夫 様

本人及び世帯員の所得等に関する調査

1 世帯の収入及び控除の状況

(1) 本人の状況

本人	氏 名	生年月日	年齢	国公立	学校名	在学	
		年 月 生				年 卒	
	志望校 ※出願時の志望校と合否・今後の日程について記入してください。						
	第一志望校		第二志望校		第三志望校		
	決定 未定 試験日 発表日		試験日 発表日		試験日 発表日		
	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄		
		給与事業年金 その他()					

(2) 就学者を除く世帯員の状況

就学者を除く世帯員	続柄	氏 名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 生		万円	給与事業年金 その他()	万円		
			年 月 生		万円	給与事業年金 その他()	万円		
			年 月 生		万円	給与事業年金 その他()	万円		
			年 月 生		万円	給与事業年金 その他()	万円		
			年 月 生		万円	給与事業年金 その他()	万円		

(3) 就学者の状況

就学者	続柄	氏 名	生年月日	年齢	国公立	学校名	在学 年	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		

注1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「Ⅳ 世帯の収入基準について」(2)により計算した父母など本人を保護又は扶助している者及び本人の配偶者等、全員の総所得金額を万円単位(千円以下切り捨て)で記入し、右の欄の主な所得源を○で囲んでください。

所得の種類のうち「その他」は、不動産所得、退職所得、雑所得(年金を除く)などの別を記入してください。(同居の兄弟姉妹等の所得は含みません。)

注3 別居の場合は備考欄に住居地を記入してください。

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の 対 象となる事 情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
増減額計算		
事務局記入欄		

注 「世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄

注 貸与を希望する特別な事情があれば記入してください。